

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

●新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします。

10月から窓口2割負担の導入に伴い、すべての方の保険証の有効期限が「9月30日」までとなっています。

新しい保険証（水色）は、9月中旬に簡易書留で郵送します。届きましたら、氏名・生年月日・負担割合などの記載内容をご確認ください。有効期限は「令和6年7月31日」です。

※現在お持ちの保険証（藤色）は「令和4年9月30日」までご使用いただけますので破棄・返却しないようお願いいたします。

※自己負担割合判定方法は、下記、フローチャートをご覧ください。

●配慮措置

10月1日の施行後3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

●高額療養費支給事前申請書をお送りします。

10月1日から自己負担割合が「2割」となる方で、これまでに高額療養費の口座登録がされていない方に対して、高額療養費支給事前申請書を9月中旬頃に東京都後期高齢者医療広域連合からお送りする予定です。お手元に事前申請書が届きましたら、必要事項を記入し添付書類とともに、同封の返信用封筒で期限内に郵送でご提出ください。

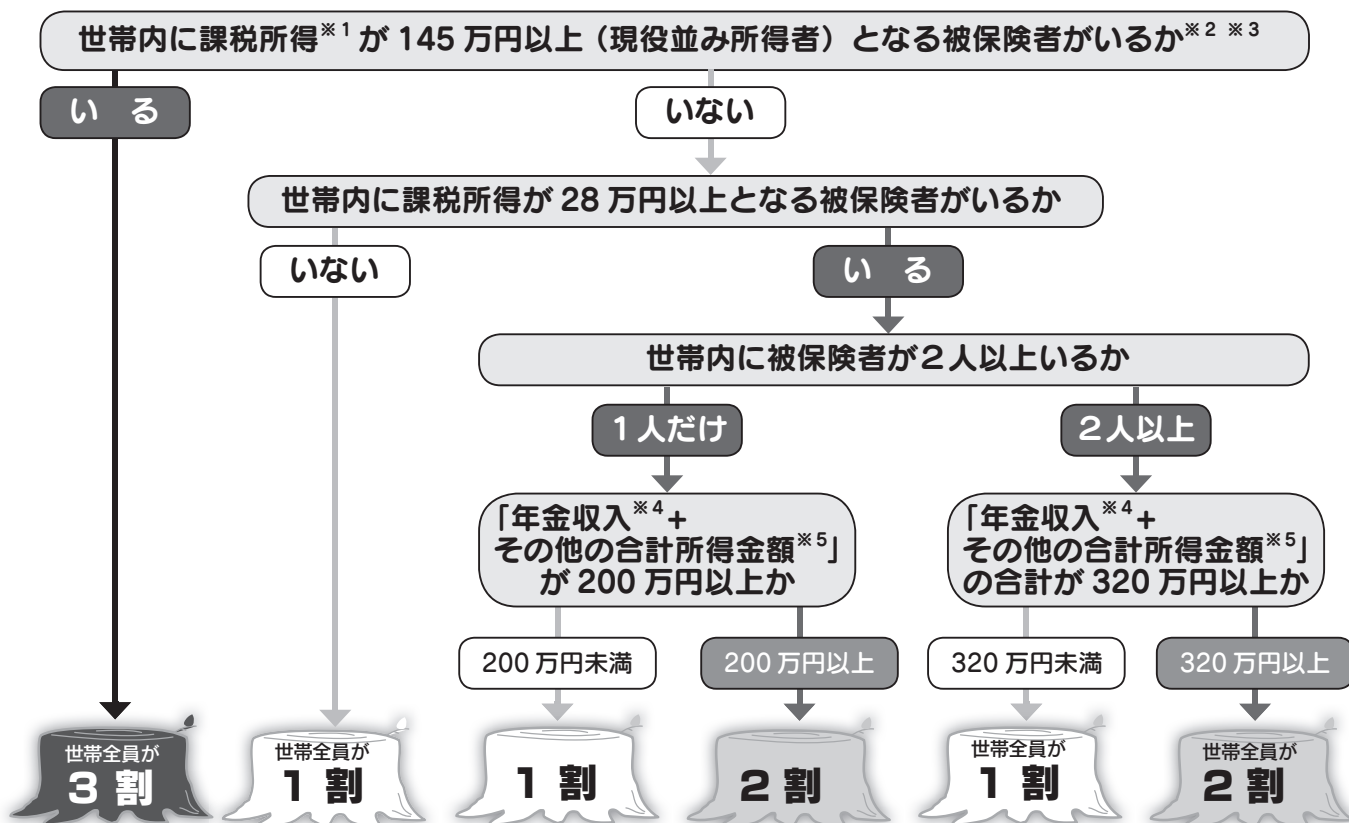
※書類は必ず郵送でお届けします。

※厚生労働省・広域連合・市区町村が電話や訪問で、口座情報登録やATMの操作をお願いすること、キャッシュカードや通帳等をお預かりすることは絶対にありません。

10月1日からの自己負担割合の判定方法

令和3年中の課税所得や年金収入などをもとに、世帯単位で判定します。

【自己負担割合判定チャート】



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者は、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額（総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額）」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

■被保険者が1人の場合⇒383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満）

■被保険者が複数 ⇒収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。